

一 金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（保証金代用有価証券） 第六条（略）</p> <p>2 金融商品取引業者は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもつて代用される場合であつて、当該金融商品取引業者の口座における保有欄（同法に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者の取引のための欄と区分しなければならぬ。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（保証金代用有価証券） 第六条（略）</p> <p>2 金融商品取引業者は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもつて代用される場合であつて、当該金融商品取引業者の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第一百三條、第一百五條、第十七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者の取引のための欄と区分しなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>（取引証拠金等の代用有価証券等） 第六十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 取次者、会員等、清算受託者又は清算会員等（以下この項において「取次者等」という。）は、法第百十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取引証拠金又は同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該取次者等の口座における保有欄（同法に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該取次者等の取引のための欄と区分しなければならぬ。</p>	<p>（取引証拠金等の代用有価証券等） 第六十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 取次者、会員等、清算受託者又は清算会員等（以下この項において「取次者等」という。）は、法第百十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取引証拠金又は同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該取次者等の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三条、第百十五条、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該取次者等の取引のための欄と区分しなければならぬ。</p>

三 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十三号）

改正案	現行
<p>第百十七条に次の十項を加える。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 金融商品取引業者等は、第一項第二十七号又は第二十八号の証拠金等の全部又は一部が第三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。</p> <p>6 6 12 (略)</p>	<p>第百十七条に次の十項を加える。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 金融商品取引業者等は、第一項第二十七号又は第二十八号の証拠金等の全部又は一部が第三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第一百三条、<u>第一百十五条</u>、<u>第一百十七条</u>、<u>第一百十八条</u>、<u>第一百二十条</u>、<u>第一百二十一条</u>、<u>第一百二十二条</u>、<u>第一百二十四条</u>及び<u>第一百二十七条</u>において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。</p> <p>6 6 12 (略)</p>

四 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）

改正案	現行
<p>（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）</p> <p>第十条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第一百七十七条第二項中「売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く）」を「有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る）」に改め、「特定投資家向け売付け勧誘等」の下に「（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）」を加え、同条に次の十項を加える。</p> <p>13・14 （略）</p> <p>15 金融商品取引業者等は、第一項第二十九号又は第三十号の証拠金等の全部又は一部が第十三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。</p>	<p>（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）</p> <p>第十条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第一百七十七条第二項中「売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く）」を「有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る）」に改め、「特定投資家向け売付け勧誘等」の下に「（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）」を加え、同条に次の十項を加える。</p> <p>13・14 （略）</p> <p>15 金融商品取引業者等は、第一項第二十九号又は第三十号の証拠金等の全部又は一部が第十三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第一百三十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十二条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百一十七条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該</p>

16
～
22 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五 第十条中金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第三十号を同項第三十二号とし、同項第二十九号を同項第三十一号とし、同項第二十八号の次に二号を加える改正規定、同条に十項を加える改正規定並びに同令第百五十三条第一項第三号、第二百七十五条第一項第二十五号及び第二十七号並びに第二百八十一条第九号の改正規定 平成二十三年一月一日

。金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。

16
～
22 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五 第十条中金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第三十号を同項第三十二号とし、同項第二十九号を同項第三十一号とし、同項第二十八号の次に二号を加える改正規定、同条に十項を加える改正規定、同令第二百七十五条第一項第二十五号及び第二十七号の改正規定並びに同令第二百八十一条第九号の改正規定 平成二十三年一月一日